

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第713号

2015年(平成27年)2月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 島山 関之

歴史的資源の活用に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2015年1月26日付けで諮問(第713号)された歴史的資源の活用に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市では平成28年4月より辻堂C-X内のココテラス湘南7階において(仮称)藤澤浮世絵館(以下「浮世絵館」という。)の管理運営を開始する(供用開始は同年7月予定)。ココテラス湘南は、午前7時から午後11時まで365日管理人を配置し管理を行っているが、浮世絵館については高価な作品の展示を含むため、それらの窃盗、毀損等の未然防止と抑止効果のため、展示スペース及び展示室の出入り口に防犯カメラを設置し、監視、録画を行うにあたり、当該個人情報について、今回の諮問に至ったものである。

また、画像はデジタルディスクレコーダーに内蔵のハードディスクに一時的に保存するため、コンピュータを使用して行われる情報の蓄積となる。このことから、藤沢市個人情報の保護に関する条例第10条の収集の制限及び第18条のコンピュータ処理の制限に基づき、個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ収集の目的は、展示スペース及び展示室出入口における犯罪の未然防止と不審者等への抑止効果のために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人を照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件にかかわる本人通知を省略するものである。なお、展示スペース等に防犯カメラを設置している旨の記述を掲示し、周知を図る。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

ハードディスクによる画像の保存は、その蓄積容量も多く、長期的な使用においても画像が劣化せず必要な部分の画像の取出しも容易なことから、コンピュータ処理による方式を採用する必要性がある。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

展示スペースに出入りする者の画像

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、録画機器については職員しか入れない事務室内に設置し、ワイヤーロックを掛け持ち出しを防止する。また録画機器の操作を行う際にはパスワードを設定し、利用を管理補助者及び管理取扱者のみに制限する。パスワードは6か月ごとに更新し、他人に漏れたとき、又は漏れるおそれがあるときは速やかに変更する。録画機器は外部ネットワークには接続させず、カメラは内蔵メモリ及び記録媒体等の使用機能が搭載されていない機種を設置する。

日常的な管理としては、藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー(基本方針)の定めるところに従って適正に取り扱い、別に定める「防犯カメラ運用基準」に従い管理することとする。

なお，設置機器は保存期間である10日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し，順次上書きがされるようになっている。

(5) 実施時期（予定年月日）

平成28年7月1日

(6) 提出書類

ア（仮称）藤澤浮世絵館防犯カメラ運用基準（案）

イ カメラシステム構成図

ウ カメラ設備システムブロック図

エ カメラ撮影範囲図

オ 施設案内図

カ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では，防犯カメラ画像データ収集の目的は，展示スペース及び展示室出入り口における犯罪の未然防止と不審者等への抑止効果のために行うものであり，本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難である，としている。

以上のことから判断すると，個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

実施機関では，本人以外のものから収集する個人情報は，防犯カメラ画像データであり，当該画像データで確認される個人を照合によって人物を特定することが事実上困難であることから，通知の送付先が特定できないとしている。

なお，展示スペース等に防犯カメラを設置している旨の記述を掲示し，周知を図るとのことである。

以上のことから判断すると，個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では，ハードディスクによる画像の保存は，その蓄積容量も多く，長期的な使用においても画像が劣化せず必要な部分の画像の取出しも容易なことから，コンピュータ処理による方式を採用する必要性がある，としている。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理を行う必要性が

あると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策の措置を講じている。

(ア) 録画機器については職員しか入れない事務室内に設置し、ワイヤーロックを掛け持ち出しを防止する。

(イ) 録画機器の操作を行う際にはパスワードを設定し、利用を管理補助者及び管理取扱者のみに制限する

(ウ) パスワードは6か月ごとに更新し、他人に漏れたとき、又は漏れるおそれがあるときは速やかに変更する。

(エ) 録画機器は外部ネットワークには接続させず、カメラは内蔵メモリ及び記録媒体等の使用機能が搭載されていない機種を設置する。

(オ) 日常的な管理としては、藤沢市個人情報保護に関する条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー(基本方針)の定めるところに従って適正に取り扱い、別に定める「防犯カメラ運用基準」に従い管理することとする。

(カ) 設置機器は保存期間である10日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上